

☆ 「無期転換ルールの特例」の申請はお早めに

平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルールが規定されました。無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールです。施行から5年を迎える平成30年4月以降、多くの有期契約労働者の方へ無期転換申込権の発生が見込まれています。

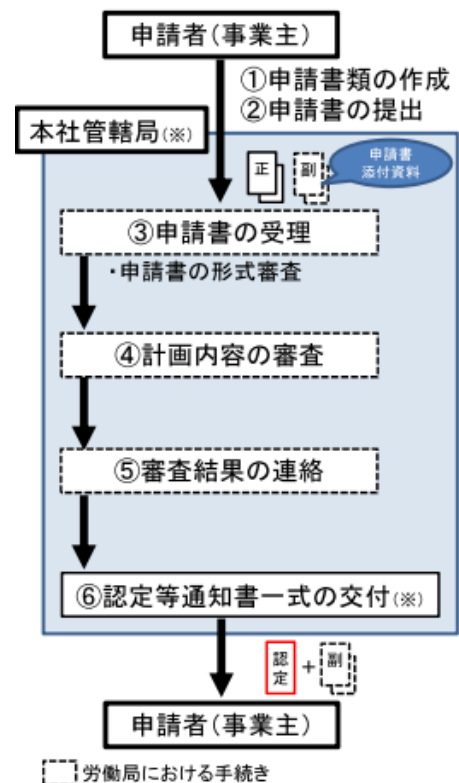
無期転換ルールの適用にあたっては、有期雇用特別措置法（※1）により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等は**都道府県労働局長の認定を受けることで無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。この認定を受けるには、本社を管轄する都道府県労働局（※2）に対し申請を行う必要があります。申請後は都道府県労働局で審査が行われるため、認定を受けるまでに一定期間を要します。また、審査の際に追加で資料提出が必要になる場合はさらに時間がかかります。

現在**特例の申請が全国的に増加**しており、厚生労働省は以下のお知らせを出しています。

「平成30年3月末日までに認定を受けることを希望する場合は、平成30年1月までに申請をして頂きますようお願いいたします（※3）」

詳細は「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」（厚生労働省）を参照ください。

- ※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
- ※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
- ※3 「申請件数や審査の状況によっては平成30年3月末日までに認定を受けることができない場合がある」（厚生労働省）



労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！